

学校生活のきまり [真和志生徒心得②身なりについて]

Aタイプ制服



Bタイプ制服



Aタイプ制服



Bタイプ制服



- (1) Aの夏服について
①白の半袖シャツ(左胸に校章を刺繡する)。
②黒の学生ズボン
③上着はズボンの中にきちんと入れる。
④肌着は無地とする。
⑤黒又は茶色のベルトを必ず着用する。
- (2) Bの夏服について
①白のセーラー服(左胸に校章を刺繡する)。
②紺スカート
③ネクタイを着用する。
④紺のスカートの長さは膝を覆う程度とする。
⑤肌着は無地とする。

- (3) Aの冬服について
①黒の学生服(左胸に校章を刺繡する)。

- ②黒の学生ズボン
③上着のボタンは校章入りの5つ、袖には両腕に二つずつの校章入り。
④学生服の下には必ず肌着を着用する。原則的に学生服は脱がない。
ただし、学生服の下に夏服を着用していれば、暑いとき脱いで過ごすことができる。
⑤学生服の下からはハイネック・フード付き等、外にはみ出る可能性のあるものは着用しない。
⑥黒又は茶色のベルトを着用する。



(4) Bの冬服について

- ①紺の長袖セーラー服(左胸に校章を刺繡する)。

- ②紺スカート(式典日以外、スカートの中からタイツ・レギンスの着用を認める。※ジャージのズボンは認めない。)

- ③ネクタイを着用する。

- ④紺のスカートの長さは膝を覆う程度とする。

※冬服着用期間は、登校時のマフラー、ネックウォーマー、手袋着用を認める。(校舎内は着用しない。)

- (5) 靴・靴下について
①靴は運動をするのに適したものを使用する。
②靴袋を用意し、集会や行事等では持参する。
③靴のスカートの長さは膝を覆う程度とする。
※冬服着用期間は、登校時のマフラー、ネックウォーマー、手袋着用を認める。(校舎内は着用しない。)

靴のかかとをつぶして履かない。靴下の色の指定はないが、儀式的行事、学校で指定する行事では白の靴下を着用する。

- (6) 頭髪、眉について
①奇抜な髪型について
②眉は、変形しない(眉間や産毛など整える範囲内で認める)。
③髪が、肩にかかる生徒は、常時髪ゴムを携行し、給食、清掃時間、体育、技術家庭科の実習、理科の実験集会、儀式的行事、学校行事などは髪を結ぶ。(ヘアゴムやヘアピンの色は自由とする。)

- (7) その他
①アクセサリーなど、装飾品の着用は認めない。
②スマートフォン・スマートウォッチ等の通信機器の持ち込みは禁止

